## ○東京藝術大学授業料滞納者に対する督促事務取扱要項

平成16年4月1日 学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要項は、本学の授業料を納期までに納めなかった者(以下「滞納者」という。)への督促事務手続を定め、督促事務の適正な取り扱いを図ることを目的とする。

(督促手続き)

- 第2条 経理責任者は、納期経過後直ちに滞納者の保証人に対し督促状を発送する。
- 第3条 経理責任者は、滞納者の所属する学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長の決裁を経て、納期より2か月後の滞納者に対して必要に応じ納入方を 督促するとともに、各学部等の事務部の長を通じて、滞納者の担当教員からも厳 重な注意等を与える。
- 第4条 各学部等の事務部の長は、前条の滞納者に対して、なお、未納の者については9月(前期分)又は3月(後期分)の教授会の審議を経て、すみやかに事務手続をとる。

(徴収猶予者への準用)

第5条 徴収猶予(納期の延期又は月割分納)を許可された者が滞納したときの督 促事務取扱は前各条に準じて行う。

附則

- 1 この要項は、平成16年4年1日から施行する。
- 2 東京芸術大学授業料滞納者に対する督促事務取扱要領(昭和37年3月7日学長裁定)は、廃止する。

附則

- この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。 附 則
- この要項は、平成27年4月1日から施行する。